

職員の兼業許可に関する事務取扱規則

(昭和 59 年 7 月 1 日
財世保規則第 3 号)

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程第 7 条の規定に基づき、職員が他の業務に従事する場合（以下「兼業」という。）の許可等に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則において「兼業」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること。
- (2) 自ら営利を目的とする私企業を営むこと。
- (3) 報酬を得て、何らかの事業または事務に従事すること。
- (4) 国、地方公共団体、またはこれ等の附属機関、若しくはこれに準ずる委員会等の役員、委員、幹事等に就任すること。
- (5) 公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）の事業に関連する団体、協議会等の役員、委員、幹事等に就任すること。

(兼業の許可)

第 3 条 職員は、前条に掲げる事業を行おうとするときは、あらかじめ別記様式により申請し、兼業の許可を受けなければならない。

2 前項の申請について、次の各号の 1 に該当する場合は、兼業の許可をしないものとする。

- (1) 兼業のため時間をさくことによって、職務の遂行に支障をきたすおそれがあると認めるとき。
- (2) 兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与えると認めるとき。
- (3) 兼業しようとする団体等が、物品の製造、販売若しくは工事の請負、またはこれ等に類する請負を業とする者で、財団と取引上密接な利害関係を有する者であると認めるとき。
- (4) 兼業しようとする団体等の事業または事務に従事することによって、財団職員としてその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となると認めるとき。

3 職員が第 1 項の規定により兼業を受けたのち、前項の規定に該当するにいたったときは、

許可を取消すものとする。

(職務に専念する義務との関係)

第4条 職員が兼業の許可を受けた場合で当該兼業が、国または他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業または事務に従事する場合は、職務に専念する義務を免除することができる。

2 前項の規定により、職務に専念する義務を免除された場合の給与の減額の免除については、職員の給与の減額の免除することのできる場合の取扱規則の定めるところによる。

(医師の特例)

第5条 正規職員として勤務する医師が、他の定めるところによりその技術の研磨のため他の医師業務に従事する場合は、他の定めるところによる。

(この規則に関し必要な事項)

第6条 この規則に定められていない事項については、その都度理事長が定める。

附 則 (平成22年12月1日規則第9号)

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

